

審査基準（公表用）

所管部（局）・課 道路課

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	法令の番号	平成7年法律第39号						
許認可等の種類	占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可	根拠条項	第11条 第1項						
審査基準	法第11条第2項								
	受付機関	各土木事務所	処理機関	道路課	交付機関	道路課	標準処理期間	一日	目次
							標準経過期間	一日	NO